

フィッシング問題への取組に関する意見

内閣府 消費者委員会 事務局

1. はじめに

金融機関等、消費者の認知度の高い企業やブランドを装った電子メール等（以下「フィッシングメール」という。）を送り、ログインID、パスワード、口座番号等の個人情報情報を詐取する行為（以下「フィッシング」という。）及びこれに起因すると思われるインターネットバンキングに係る不正送金事犯（以下、合わせて「本件問題」という。）が増加している。このような状況を背景に、消費者委員会は本件問題について調査審議を行い、令和2年12月3日、「フィッシング問題への取組に関する意見」（以下「本意見」という。）を発売した。

2. 意見

上記を踏まえ、本意見では、警察庁、総務省、経済産業省及び消費者庁において早急に取り組むべき事項を示した。その概要は以下のとおりである。

(1) フィッシングメールの受信防止対策の普及促進及び効果検証

総務省は、関係行政機関と連携しつつ、フィッシング対策にも有効な技術的対策以下「本件技術的対策」という。）を普及、促進及び啓発すること。特に、送信ドメイン認証技術※1の普及促進及び送信メールフィルター※2の啓発強化に重点的に取り組むこと。

また、本件技術的対策の効果検証を適時適切に行い、その普及促進方法や本件技術的対策を改善すること。

(2) 不正アクセス禁止法等に基づく取締りの強化

警察庁は、不正アクセス禁止法違反、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の取締りを強化すること。

(3) 消費者への注意喚起の一層の強化

警察庁、総務省、経済産業省及び消費者庁は、各々及び必要に応じて連携して、以下の取組を行うこと。

① 消費者に対する注意喚起の強化

フィッシングの手口の傾向等について、消費者に対して迅速に情報提供し、注意喚起を強化すること。

② 消費者側の対策に係る周知啓発の強化

消費者側において講じるべき対策の周知啓発を強化すること。特に、以下の点が基本的かつ重要であることを消費者に伝わるように、周知啓発の方法を更に工夫すること。

① 不審なメールは開封しない。

② 不審なメールに記載されているURLやリンクはクリックせずに、公式アプリやブックマーク等からアクセスする。

③ メールに記載されているURLやリンクからアクセスしたサイト上でIDやパスワード等の入力求められ、不審に感じた場合は絶対に入力しない。

④ フィッシングの被害に遭った場合は、直ちに銀行やクレジット会社と連絡し、必要な手続きを行うとともに、消費者ホットライン「188」等へ相談、通報する。

⑤ 注意喚起及び周知啓発の効果検証

上記の取組につき、適時適切に効果検証を行い、必要に応じて方法等を改善すること。

(4) 関係行政機関の連携強化

各省庁は、関係機関や民間団体等とも緊密に連携し、情報共有を強化し、より一層連携して取組を推進すること。

3. おわりに

今後、各省庁において、本意見の趣旨も踏まえて本件問題に係る検討が進められていくことが期待されるとともに、消費者委員会においても、当該検討状況を注視しながら、必要に応じて、更に調査審議を行うこととされている。

※1受信側が、電子メールを送信した側のドメイン名の正当性（送信者になりすましているか否か）を確認することができる技術で、送信側での設定と受信側での検証とにより対応するもの。

※2送信者情報や電子メールの内容、送信者のIPアドレスやドメイン名等から、迷惑メールか否かの判断をする機能。